

4 【魅力】 ～環境と調和した持続可能な地域づくり～

県民の暮らしを支え、生活の質を高める基盤整備を推進するとともに、「環境首都あいち」の実現に向けて、持続可能な地域づくりに貢献していく。

⑧ 集約型まちづくりと良質な生活空間の創出

県土全体の魅力と活力のある持続可能な集約型まちづくりを進めるため、都市部では、主要駅周辺を中心市街地などに都市機能を集積するとともに、まちなか居住を図り都市の再構築をすることが重要であり、合わせて、これらの集約型都市が道路・公共交通などの交通軸で結ばれた多核連携型のネットワーク形成を図っていく必要がある。一方、郊外では、日常生活を支える機能の維持や土地利用の適切な誘導・規制を行い、都市部との適切な役割分担と連携を進めていく必要がある。

【集約型まちづくり】

既成市街地等において、既存ストックの活用を図りつつ、質的・量的に不足する道路、公園などの都市基盤施設の整備及び街区の再編を行うことで、集約型まちづくりを進めることにより、防災上危険な密集市街地の防災性の向上や魅力ある拠点の形成、街なか居住の促進を図っていく。また、宅地需要の高い地域では、集約型まちづくりの趣旨を踏まえるとともに、既存ストックの活用を図りつつ良質な住宅地や工業地の供給を促進していく。

これらのまちづくりを実現するため、都市機能集積や居住誘導等の政策効果や影響についての調査を実施し、目指すべき本県の将来都市像の検討を進めていく。

また、これと合わせて、市町村が作成する立地適正化計画²⁸について支援を行っていく。

また、人にやさしい街づくり条例に基づき、住まい、まちのバリアフリー化を促進することで、全ての県民が安全・安心に生活できる住環境の整備を推進するとともに、居住者の高齢化が進む郊外住宅地などにおける空き家の増加に対応するため、既存住宅の円滑な流通に向けた支援を推進するなど住宅ストックの有効活用を図っていく。



整備前



整備後

東海太田川駅周辺地区（愛知の区画整理 2014）

²⁸ 立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導によるコンパクト化に向けた都市全域を見渡した包括的なマスタープラン。

【無電柱化の推進】

道路における無電柱化は、安全な歩行空間の確保をはじめ、良好な都市景観の形成や大規模地震等の災害時における電柱倒壊による避難、救援救助活動の閉塞を回避するなど防災の観点からも必要な取組であることから、一層の推進を図っていく。

【県民に親しまれる都市公園・美しい愛知づくり】

都市公園に対して、観光・スポーツ・レクリエーションなど県民ニーズが多様化するなか、地域の活性化や観光の振興に資する利活用の方針を公園ごとに策定し、各公園が持つ長所を引き出しつつ、民間事業者を活用した取組を進めるなどして新たな魅力を創出し、県民に親しまれる公園として利用者数の増加に努めていく。

さらに、愛・地球博記念公園を本県の都市公園行政を先導するリーディング・パークと位置付け、県民参加・協働による管理運営、新しいニーズへの対応、生物多様性の取組など様々な課題へ挑戦し、他の県営公園にもその取組を展開していく。

また、良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境の創造に資するものであり、良好な景観を共通の資産として守り、育むなど、美しい愛知づくりを推進するため、シンポジウムなどの普及啓発活動や市町村の景観行政団体²⁹の促進及び景観計画策定の支援などの施策を推進していく。



愛・地球博記念公園 屋外ステージと1万人規模の観覧エリア

【副次的効果を生む取組】

少子高齢化及び交通弱者に対応した生活関連施設を結ぶ経路のバリアフリー化、市街化区域内の都市計画道路やまちづくりと一体となった鉄道高架事業、県営都市公園の整備や市街地の民有地等における新たな緑地の創出や既存樹林地等の保全などによる都市緑化の推進、流域下水道事業の推進や県代行制度の活用等下水道未整備地域の早期供用を支援するなど、良質な生活空間を確保していく。

²⁹ 景観行政団体：良好な景観の形成に向けて、景観法に基づく景観行政を担う主体をいう。景観行政団体は、地域の実情に合わせた景観計画の策定や屋外広告物条例の制定ができる。

目標

| No. | 指標 | H26実績 | H27～H32目標値 | 参考 (将来計画) |
|------------|---|-------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 36 | 無電柱化実施延長 | 0km | 8.0km | 11.8km (第3次地震 AP H35) |
| 37 | 既成市街地等における土地区画整理事業の促進 | 69ha | 306ha | 459ha (第3次地震 AP H35) |
| 38 | 県営都市公園の年間利用者数 | 674万人 | 800万人 (H32) | - |
| 39 | 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により 密集市街地の整備改善がなされる地区 | 1地区 | 11地区 | - |
| 40 | 人にやさしい街づくり条例の整備基準に適合した 施設数 | 1,022施設 | 6,060施設 | - |
| 再掲 (20) | 県内103地区内の生活関連施設を結ぶ経路の バリアフリー化 | 全体80% (県管理84%) | 約100% (全体239km・ 県管理103km) | - |
| 再掲 (31) | 市街化区域内の都市計画道路(県道)の整備延長 | 1.7km | 7.6km | 約30km(H42) |
| 再掲 (32) | 鉄道高架事業による踏切数の削減 | 0 | 6箇所 | 25箇所 (事業区内) |
| 再掲 (48) | 既存樹林地等の保全や新たな緑地の創出面積 | 10.7ha | 120ha | - |
| 再掲 (49) | 下水道普及率(名古屋市除く) | 65.4% | 72% | - |

⑨ 安心と活気のある住まいの提供

本県の高齢者数は2010(平成22)年の時点の約151万人(高齢化率20.3%)から2020(平成32)年には約191万人(同25%強)に増加すると推計されており、とりわけ高齢単身・夫婦のみ世帯の借家居住世帯は2020年までに46千世帯増えることが見込まれ、高齢者向け賃貸住宅の充実を図っていく必要がある。

また住宅の確保に配慮が必要な県民のために、安定的に住まいを提供するためには、老朽化した県営住宅の建替や長寿命化改善を計画的に実施するだけでなく、民間賃貸住宅などを活用した住宅セーフティネットの重層化が重要である。

【高齢者向け賃貸住宅の供給促進】

少子高齢化といった人口構造の変化に対応して、サービス付き高齢者向け住宅、県営住宅におけるシルバーハウジングなど、バリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を進めていく。

【住宅セーフティネットの重層化】

県営住宅は、自力で適切な居住水準の住宅を確保できない世帯に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で供給するものである。将来的な世帯数の推移を視野に入れ、県営住宅の適切な供給に努めていく。

合わせて、居住支援協議会³⁰の活用による民間賃貸住宅などにおける入居円滑化や公的セクターの連携による公的賃貸住宅の整備・運営を図っていく。



牛川住宅



諏訪住宅

県営住宅の建替工事

目標

| No. | 指標 | H26 実績 | H27～H32 目標値 | 参考 (将来計画) |
|-----|--------------------------|-----------|----------------|--------------|
| 41 | 高齢者向け賃貸住宅（生活支援サービス付き）の供給 | 1,368 戸 | 4,687 戸 | - |
| 42 | 県営住宅の建替工事の着手 | 281 戸 | 約 2,000 戸 | - |

³⁰ 居住支援協議会：住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。